

電気事業法第48条第2項調査結果(火力関係不適切事案一覧表)

No	地点名	届出書名称	工事内容	届出受理日	届出上の 工事開始日	実際の 工事開始日	判断の根拠	原因分析	使用前検査 合格日	備 考
1	高砂火力発電所 (兵庫県)	所内ボイラー設置工事 (工事開始制限期間の短縮申請あり)	ユニット2台の停止対応 として所内ボイラーを設置	H12.4.7	H12.4.13 (基礎工事)	H12.4.11 (基礎工事)	・本工事は、緊急性があったことから 工事開始制限期間の短縮申請を行 い、4/13からの工事開始の許可を得 ている。 ・工事記録を確認した結果、4/11より 基礎工事(アンカー打ち)が行われて おり、同日を実際の工事開始日と判 断した。	①緊急的な工事であったため、工事計画の届出担当箇所である当 時の技術グループと工事担当箇所である当時の保修グループ、及 び発注先である関係会社との相互の確認が不足していたこと。 ②購入手配していた機器が、納品予定だった4/20よりも1日早く納 品されることとなったため、変更納入日から工程を再考し、基礎工 事開始を前倒した可能性があること。 ③当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かった ため、誤りを発見できなかったこと。	H12.5.10 使用前検査申請書 提出 ・H12.5.22 使用前検査実施 ・H12.5.22付 使用前検査合格書 受領	
2	"	第2号ボイラー加熱面積変更工事	炉内点検用視窓増設に 伴う加熱面積減少	H5.9.17	H5.10.20 (保温材撤去)	H5.10.13 (保温材撤去)	・定期点検記録の実績工程表を確認 した結果、10/13より保温材の撤去 工事を開始しており、同日を実際の 工事開始日と判断した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項 に対する認識が不足していたため、使用前検査不要の通知文書を受 領したことにより工事開始が可能と判断し、錯綜する定期点検工 程を余裕をもって進めるべく当該工事を前倒して開始したこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みが無かった ため、誤りを発見できなかったこと。	H5.9.21付 使用前検査不要通 知文書受領	H5.10.15 火炉変更着手 (配管切断開始)
3	"	第2号ボイラー加熱面積変更 並びに バーナ容量変更工事	①バーナ自動化による 炉内監視テレビ設置に 伴う、火炉加熱面積の増 加 ②バーナ自動化のため、 重油バーナ型式の変 更に伴い、バーナ容 量が増加	S48.4.4 (※注)	①S48.5.11 ②S48.5.6	①S48.5.4 (炉内監視TV設置 に係る管切断開始) ②S48.5.1 (補助蒸気管変更 工事開始)	・定期点検記録の実績工程表を確認 のうえ、実際の工事開始日を次の とおりそれぞれ判断した。 ①チューブ切断着手日 ⇒ 5/4 ②補助蒸気管変更工事着手日 ⇒ 5/1	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項 に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれ ば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みがなかった ために、誤りを発見できなかったこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りな ため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.5.11付 使用前検査不要通 知文書受領	(※注) 受理印の押印された 控は見つけられな かったため、届出日 (手書)を受理日とし た。
4	"	第1号ボイラー加熱面積変更工事	バーナ自動化による炉 内監視テレビ設置に伴 う、火炉加熱面積の増加	S48.2.8 (※注)	S48.3.15	S48.3.8	・定期点検記録の実績工程表を確認 のうえ、チューブ切断が開始された 3/8を火炉加熱面積変更工事の開始 日と判断した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項 に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれ ば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みがなかった ために、誤りを発見できなかったこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りな ため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.3.14付 使用前検査不要通 知文書受領	(※注) 受理印の押印された 控は見つけられな かったため、届出日 (手書)を受理日とし た。
5	"	第1号燃料燃焼設備バーナー容量 変更工事	バーナ自動化のため、 重油バーナ型式の変 更に伴い、バーナ容 量が増加	S48.2.8 (※注)	S48.3.10	S48.3.3	・定期点検記録の実績工程表を確認 のうえ、補助蒸気管変更工事が開始 された3/3を当該工事開始日と判断 した。	①工事担当箇所である当時の保修課は、電気事業法第48条第2項 に対する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれ ば着工できるものと誤認していたこと。 ②当時は所内の担当課を横断的にチェックする仕組みがなかった ために、誤りを発見できなかったこと。 ※届出上の工事開始日は添付されている工事工程表が大括りな ため、どの作業開始日を工事開始日としていたのか不明。	S48.3.7付 使用前検査不要通 知文書受領	(※注) 受理印の押印された 控は見つけられな かったため、届出日 (手書)を受理日とし た。
6	竹原火力発電所 (広島県)	2号機緊急払出しコンベヤ装置	・緊急払出用の円筒型コ ンベヤ設置 ・これに伴う水噴霧式ベ ルトクリーナー及び集じん 機の設置 ・基礎工事(別発注)	H16.3.29	H16.4~H16.12 (※注)	H16.1.21	・コンベヤ本体の設置(購買)と基礎 工事(請負)は分離発注しているが、 基礎工事開始日を実際の工事開始 日と判断した。 ・基礎工事記録の作業・安全指示書 (兼)日誌を確認したところ、1/21杭 打設との記載があり、当該日をコ ンベヤ装置設置に係る工事開始日と 判断した。	①工事担当箇所である当時の技術整備グループは、工事開始日 の定義を据付工事開始と誤って理解していたことから、基礎工事を 先行して分離発注したこと。 ②許認可手続等の担当箇所である当時の企画・管理グループも工 事開始日を誤認していたことから、所内における組織横断的な チェックシステムが機能しなかったこと。 なお、本件の届出書には工事工程表が添付されておらず、届出上 の着工・使用開始予定年月は、4月~12月との記載となっている。	対象外	[本体工事(購買)] ・注文日:H16.3.4 ・納期:H16.12.24 (据付調整渡し) ・据付工事開始日: H16.9.16 (※注) 届出書に工程表未添 付
7	松浦火力発電所 (長崎県)	第1号発電設備 (音波式ストロー用の空気圧縮機)	1号機の音波式ストロ ブ追設に伴う当該装 置用の空気圧縮機設置	H14.9.26	H14.11.11	H14.10.19	・定期点検記録の実績工程表を確認 した結果、10/19(届出受理後23日) に空気圧縮機基礎コンクリートの打 設を開始しており、同日を工事開始 日と判断した。	①設計・工事担当箇所であり、かつ工事計画の届出担当箇所でも ある当時の保修グループは、工事開始日の定義を据付工事開始と 誤って理解していたこと。 ②当時の保修グループ工事担当は、電気事業法第48条第2項に対 する認識が不足していたため、工事計画届出書が受理されれば着 工できるものと誤認していたこと。 ③当時は30日経過以前の着工を業務ライン及び組織間(発電所・ 本店)でチェックする仕組みが機能していなかったこと。	対象外	H14.10.25 機器搬入/据付工事 開始